

令和 8 年 度

市道 1 級 1 2 号線 交通安全施設等整備工事（国府関）

その 2

特 記 仕 様 書

市道 1 級 1 2 号線

茂原市国府関地先

茂原市都市建設部土木建設課

第 1 章 総則

第 1 条（適用）

この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月版）（以下「共通仕様書」という。）という特記仕様書で、上記工事の施工に適用する。

この工事の施工にあたっての一般事項は共通仕様書によるものとする。

第 2 条（通則）

- 1 本工事の受注者は、工事請負契約書、「千葉県土木工事共通仕様書」、設計書、本特記仕様書等および関係法規に基づいて施工しなければならない。
- 2 受注者は、本工事の施工にあたり、常に監督職員と連絡を密にし、工事内容に疑義を生じた場合には、速やかに報告しその都度監督職員の指示を受けなければならない。

第 3 条（目的）

本工事の目的は、市道 1 級 1 2 号線において、交通安全施設等整備工事を行うものであり、受注者は常に監督職員と連絡を密にし、対応に努めなければならない。

第 4 条（工期）

工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から令和 9 年 3 月 3 日迄とする。なお、休日等には日曜日、祝日及び年末年始等休暇のほか、作業期間内のすべての土曜日を含んでいる。

準備期間	4 0 日間
後片付け期間	2 0 日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	1 . 7 8
うち休日（土日、祝日、年末年始休暇及）	5 4 日間
その他の不稼働日	3 1 日間

受注者は、特記仕様書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。

本工事は、全て昼間施工とする。

第 5 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書第 3 編第 1 章総則 1-1-3 に示される工種について、段階確認を受けなければならない。なお、監督職員が必要と判断したものについても同様とする。

種 別	細 別	確 認 時 期
掘削		土（岩）質の変化した時
路床盛土		プルフローリング実施日
下層路盤		プルフローリング実施日
L型擁壁		丁張設置完了時

側溝工		丁張完了時
管渠工		丁張完了時

第6条（工事現場管理）

- 1 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- 2 工事期間中は、必要に応じて保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の安全点検を行うこと。
- 3 受注者は、現場施工時に作業箇所前後付近に交通誘導警備員を配置し、安全確保に努めなければならない。
- 4 工事期間中に配置する交通誘導警備員は以下の通りとする。但し、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人数の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	配置箇所	配置人数(昼間作業)	備考
施工時	作業箇所前後付近	2人/日以上 (うち有資格者誘導員0人)	交替要員無

- 5 工事の施工に際し、占用物件がある場合や地下埋設物が予想される場合は、その管理者と現場立会のうえ、当該物件の位置、深さを確認し、保安対策について十分打ち合わせを行って事故の発生を防止しなければならない。
- 6 受注者の責により地下埋設物に損傷を与えた場合は速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡を取り、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- 7 埋設物件等で管理者不明のものがある場合は監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求めて管理者を明確にしなければならない。
- 8 受注者は、工事の施工にあたり、不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないよう遵守するものとする。
- 9 仮設工の施工にあたっては、建設工事公衆災害防止対策要綱及び、土木工事安全施工技術指針等に基づき工事災害の防止を図るものとする。

第2章 建設リサイクル法に基づく対象建設工事の措置

第7条（特定建設資材の分別解体・再資源化の適正な措置）

- 1 工事請負代金500万円以上の工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注

者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

- 2 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

- 3 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を 2 部提出すること。

- 4 建設廃棄物の処分にあたって、排出事業者（元請業者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、建設廃棄物処理委託契約書（厚生省作成または建設省 8 団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。

なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。

- 5 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に 2 部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提示し、確認を受けること。

- 6 建設廃棄物については、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェストシステム（積荷目録制）による場合は、複写式伝票の D 票（及び E 票）を監督職員に提示すること。また、電子マニフェストシステム方式による場合は、建設廃棄物の引き渡し時、運搬終了時に登録した情報をパーソナルコンピュータにより印刷し、監督職員に提示すること。

第 8 条（建設廃棄物）

本工事により発生する建設廃棄物の処理は、次の各号のとおりとする。

- （1）路盤廃材は、片道運搬距離 6.7km の、長柄町針ヶ谷地先、太陽建設（株）ながら合材センターへ運搬し処理するものとする。
- （2）アスファルト廃材は、片道運搬距離 6.7km の、長柄町針ヶ谷地先、太陽建設（株）ながら合材センターへ運搬し処理するものとする。
- （3）無筋コンクリート廃材は、片道運搬距離 19.1km の、東金市小野地先、（株）地引組へ運搬し処理するものとする。
- （4）鉄筋コンクリート廃材は、片道運搬距離 19.1km の、東金市小野地先、（株）地引組へ運搬し処理するものとする。
- （5）舗装版切断廃材は、片道運搬距離 19.6 km の、市原市八幡海岸通地先、太陽建設（株）市原エコセンターへ運搬し処理するものとする。

各号の運搬に先立ち、受入条件等を確認し監督職員に報告しなければならない。なお、これによりがたい場合は別途協議とする。廃材数量が著しく乖離する場合は監督職員と変更協議するもの

とする。

第9条（舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理）

1 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

2 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提出することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第3章 安全対策

第10条（公衆災害）

1 工事の施工にあたっては、「建設工事公衆災害防止対策要綱」の規定により行わなければならない。

2 添架物等の構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、適切な防護対策を行い、第三者災害の防止に努めること。

第11条（安全対策委員会）

1 受注者は、発注者で組織する安全対策委員会が行う、審査、検討、安全点検等に協力しなければならない。

2 受注者は、発注者が指示するときは、受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置するものとする。

第12条（安全・訓練等の実施）

本工事の施工にあたり、現場に則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により、1か月当たり半日以上時間を割り当て、次の各号に該当する実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- （1） 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- （2） 本工事内容等の周知徹底
- （3） 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- （4） 本工事における災害対策訓練
- （5） 本工事現場で予想される事故対策
- （6） その他、安全・訓練等として必要な事項

第13条（安全・訓練等に関する施工計画の作成）

施工にあたり、施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監

督職員に提出しなければならない。

第14条（実施状況報告）

安全・訓練等の実施状況等のビデオ等又は実施状況報告書は整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示できる体制とし、提出する必要はない

第15条（環境・安全対策等）

- 1 工事区間の関係住民、地権者等には工事着手前に工事内容について十分に説明すること。
- 2 公衆災害を防止するため作業場の周辺環境に配慮するとともに、作業場周辺における住民の生活環境の保全に努めること。
- 3 作業場の内外は、常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶことのないように注意すること。特に建設機械、材料等の仮置には十分配慮し緊急時に支障とならない状態にしておくこと。
- 4 工事着手前に周辺住民等に工事概要を周知し協力要請に努めること。また、必要に応じて回覧するか看板を作成して、工事に対する理解を求めること。
- 5 工事中に周辺住民から苦情または、意見等があったときは、丁寧に対応し必要な措置を講じること。
- 6 工事看板、標識類は通行の妨げとならない見やすい場所に設置し、振動や風等で倒れないように固定措置を講じること。
- 7 出入口では、歩行者及び一般交通を優先し、工事車両の出入りに伴う交通事故防止に努めること。
- 8 有機溶剤等危険物の取扱い及び貯蔵については、関係法令を遵守することとし、取り扱いに関し疑義がある場合は、事前に管轄消防署に確認すること。
- 9 可燃性材料を使用する際の具体的な安全対策を施工計画書に明記し、監督職員の確認を受けること。

第4章 材料

第16条（海外建設資材）

JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外においてJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、（一財）土木研究センターまたは（一財）建材試験センターが発行する海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。

ただし、JIS認定製品として生産・納入されていない建設資材については必ずしも海外建設資材品質審査証明書を必要としないものとする。

第17条（材料等）

工事に使用する材料については工事着手前に使用材料表を提出し、監督職員の確認を受けるものとする。

第 18 条（工事材料の品質及び確認）

受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他、必要と認められる工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

第 19 条（コンクリート）

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを原則とし下記の仕様によるものとする。

用 途	呼び強度 (N/mm2)	スラン プ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	セメントの 種類	水セメント 比	備 考
コンクリートシール	18	8	25 (20)	高炉 B	－	－
調整コンクリート	18	8	25 (20)	高炉 B	－	－

ただし、高炉セメントにより難しい場合等については、監督職員と協議しなければならない。

第 20 条（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

- 1 現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は 12 cm とすることを標準とする。
- 2 受注者は、標準値以外のスランプ値を用いる場合は、「コンクリート標準示方書（施工）」の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し、監督職員と協議するものとする。
なお、品質確認方法については、監督職員と協議するものとする。

第 5 章 一般施工

第 21 条（一般施工）

- 1 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査・測量を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物及び埋設管等には十分に配慮し実施するものとする。
- 2 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
- 3 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
- 4 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は、標準操作方式建設機械指定要領（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号最終改正平成 8 年

3月22日付経機発第35号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。

ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。また、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについては、この限りではない。

- 5 本工事において使用する機械は、低騒音型を標準とする。
- 6 本工事にて路盤工を行うにあたり、既設盛土面の密度を確認したうえで行うこととする。
- 7 本工事にて擁壁を設置するにあたり、設置箇所の地耐力を確認したうえで行うこととする。

第22条（使用土砂）

本工事で使用する土砂については、現場発生土を原則とするが不足する場合は、購入土を使用すること。

なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議すること。

第23条（仮設工）

- 1 本工事で仮設を実施する場合は任意仮設とするが、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については、受注者において十分検討の上、設計図書により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 受注者においても仮設工に対する施工技术検討を十分に行い、その内容を施工計画書に記載し、提出すること。
- 3 工事の施工については、受注者の責任において実施すること。

第24条（事業損失防止施策）

工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し、地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響を及ぼす恐れ等、異常がある時は速やかに監督職員に報告し、その指示を受けること。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

第25条（工事における創意工夫）

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第6章 過積載の防止

第26条（過積載の防止）

過積載の防止措置等を施工計画書に記載するとともに下記のことについて、下請建設業者を十分指導すること。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また、積み込ませない。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂の引き渡しを受ける等、過積載を助長す

ることのないようにすること。

- (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処置及び骨材の購入等にあって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

第7章 CORINS への登録

第27条 (工事实績情報作成、登録)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ受注時は、契約締結後、土曜日・日曜日・祝日を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日・日曜日・祝日を除き10日以内に、完成時は、工事完成后、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

第8章 環境対策に関する記述

第28条 (環境に配慮した工事の実施計画)

受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し、達成するため、施工計画書の「環境対策」内に、独立した項目として「環境に配慮した工事の実施計画」について記載するものとする。

第9章 その他

第29条 (震災対策)

- 1 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
- 2 地震予知情報が発令された場合は、ただちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保安措置等を講ずるものとする。

第30条 (工事支障物件)

本工事に関連する占用物件の撤去・移設・防護及び復旧工事については、各占用物件の管理者(企業)が処理することを原則とする。

第31条 (三者会議)

三者会議は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行うものである。

本工事では施工者から「三者会議」の開催の申し出があった場合、協議のうえ、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き、「三者会議」を開催するものとする。

施工者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

第 3 2 条（法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。